

こんな消費者トラブルありました！

不要品の買い取りトラブルに注意しましょう



市民生活課市民生活係
☎ 0824-73-1154

「事業者から『いらない靴はないか』という電話があり、訪問を承諾した。訪問してきた担当者に靴を見せて買い取つてもらうことになつたが、『指輪やネックレスはないか』と言われた。断わつたが『見るだけなので見せてほしい』と言われたため、売る意思はないことを伝えながら見せたところ、『持つても使わないでしよう』などと説得され、結局、指輪とネックレスを買い取られた。数日経つて考え方、買い取られた品物を返してもらいたい』という、訪問購入によるクーリング・オフに関する相談が寄せられています。

不招請勧誘の禁止

突然消費者宅を訪問して、物品の買取りを勧誘（いわゆる「飛び込み勧誘」）は法律で禁止されています。このような勧誘を行う業者は家の中に入れないようになります。

またしつこい勧誘や買取る物品の種類を明示しないで勧誘することも禁止されています。このような勧誘を受けたときはきっぱりと断りましょう。

飛び込み勧誘は
禁止されています！

契約後、一定期間は
物品を引き渡す必要は
ありません！

【物品の引き渡しの拒絶】

訪問購入にはクーリング・オフ（法定書面交付後、8日間）が設けられていますが、クーリング・オフしても、紛失などにより物品が返還されない場合があります。8日間は物品を手元において、本当に売却して良いか考えましょう。

買い物や契約、クーリング・オフに関する相談は庄原市消費生活センターへ！

☎ 0824-73-1228

平日9時～16時（12時～13時は除く）受付

